

事業者排出量削減計画書(新規)

(あて先) 京都府知事		平成18年		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署)		
京都府京田辺市大住池嶋48		内外化成 株式会社 代表取締役 鈴木 重行		
		電話 0774 - 63 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	プラスチック製容器製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	エネルギー消費効率(電力効率)の改善により、5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。今計画期間内外を問わず常に省エネに努めエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果たす。			
推進体制	工場長を委員長とする地球温暖化対策委員会を設置し、担当者による月例進捗会議を実施する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18～19	空圧設備	5年計画で主要な動力設備を省エネ型に転換し平成19年度には5%以上の電力使用量を削減する。	
	18～19	冷却設備	5年計画で過大能力な設備を整理縮小し平成19年度には5%以上の電力使用量を削減する。	
	18～19	建築設備	3年計画で生産エリアの30%を断熱パネル等にて防熱し、空調負荷として5%以上の電力使用量を削減する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	2,821 t	2,680 t	-5.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 2,821 t	*2 2,680 t	-5.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	基準年度(実績) 2,821 t	目標年度(計画) 2680.0 t	削減率(計画) -5.0 %
特記事項	1. 当社では創業常常に製品コスト削減に取り組んできており、また、エネルギーは関西電力株式会社からの買電による電力のみとなっています。製品コストには常に電力コストが多分に影響しており、平成14年度の改正省エネ法適用による管理工場に指定されてからは、更に全社的な意識を持って省エネに努めて参りました。2. 平成17年度までには空圧設備、冷却設備、空調設備等のエネルギー消費が大きく、且つ、省エネ型に転換しても生産体制に負担を掛けない設備等を重点的に最新型の動力装置を優先的に導入してきました。3. 動力装置だけではなく、初期費用のみで恒久的な省エネを期待できる断熱構造パネルや多重空間空調を優先して導入し、空調負担の軽減によるエネルギー消費削減に取り組んでいます。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。